

令和 1 年 5 月 8 日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

所得拡大税制(中小企業者等) リニューアルされて使いやすくなりました

I. 概要

前年と比べ当期の従業員の給与が一定割合増加した場合、増加した金額に対して一定割合が法人税から控除される制度です。

II. 新制度

平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度から制度がリニューアルされました。

III-1. 基本制度

【要件】

継続雇用者比較給与等支給額(前年)より継続雇用者給与等支給額(当期)が 1.5%以上増加していればこの制度の適用を受けることができます。

なお、継続雇用者とは前期と当期の 24 ヶ月の全ての月において雇用保険の対象となった従業員(役員及び役員の親族除く)で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象(いわゆる再雇用)となっていない方です。

【税額控除】

給与等支給額の増加した金額の 15%が法人税から控除されます。

ただし法人税の 20%が限度とされます。

給与等支給額とは雇用保険の対象者以外(役員及び役員の親族除く)も含まれ賃金台帳に載った方全員の給与の総額(前期、当期いずれか一月でも在籍していれば再雇用も OK)で、退職給与は除かれます。

III-2. 割増制度

【要件】

上記基本要件の増加割合が 2.5%以上増加していることに加え、前期の教育訓練費より当期の教育訓練費が 10%以上増加するか中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けることのいずれかが要件とされています。

【税額控除】

給与等支給額の増加した金額の 25%が法人税から控除されます。

ただし法人税の 20%が限度とされます。